**平成２４年（フ）第５７号**
高知市大津乙696番地５　ホワイトハウス501
債務者　松村　文枝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４２号**
鹿児島県鹿児島市高麗町27番７―404号
債務者　島村　六男
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１７７号**
北海道伊達市長和町437番地６、前住所北海道虻田郡豊浦町字旭町18番地
債務者　高泉　美喜（旧姓岩佐）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第１８号**
北海道室蘭市港北町２丁目26番４号
債務者　渡部　健二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
北海道室蘭市高砂町２丁目28番６号、住民票上の住所北海道登別市中央町２丁目３番地３
債務者　木幡　大成
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第３５号**
盛岡市西青山３丁目21番27号
債務者　里村　広貴
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３号**
山形県鶴岡市西目丁74番地
債務者　佐藤　伸吾
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２４年（フ）第９号**
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原310番地の５、前住所福島県会津若松市白虎町102番地の９
債務者　南　　伸一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２４年（フ）第３５号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地７セントラルコーポ５号棟201号室
債務者　成田　雄太
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第７７８号**
神奈川県厚木市山際418番地８
債務者　東江　國男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４５号**
神奈川県小田原市田島49番地の１　アクロスティ太田Ⅱ２－５号室
債務者　内田　一樹
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第６４号**
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２番２―404号
債務者　曽根　京子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第６９号**
神奈川県伊勢原市笠窪469番地の10　エトワールモリタ203号
債務者　高杉　正弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第８１号**
神奈川県厚木市岡田４丁目２番14―202号
債務者　高山伊紗子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４９号**
愛知県犬山市大字橋爪字石畑35番地３　１棟307
債務者　兼松　幸恵
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１１号**
香川県高松市成合町779番地１　フォブールタウン成合Ｅ棟202号室
債務者　福田　真司
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第１９８号**
北海道小樽市桂岡町９番９号、前住所札幌市西区西野９条７丁目５番17号
債務者　板垣　春男
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部